

受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集（Q&A）

【目次】

- I 全般的内容
- II 助成の対象となる事業主、事業形態等
- III 受動喫煙防止対策の内容と助成の可否
- IV 本助成金制度により助成が受けられる範囲
- V 申請手続関係
- VI 助成金の交付を受けるための措置の要件
- VII 計画の変更、中止又は廃止
- VIII 帳簿の備え付け及び財産の処分の制限

(注) この質疑応答集（Q&A）において、「交付要綱」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要綱（平成 23 年 9 月 16 日付け厚生労働省発基安 0916 第 1 号厚生労働事務次官通達の別添）（最終改正：平成 25 年 5 月 16 日付け厚生労働省発基安 0516 第 2 号）」をいう。また、「交付要領」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要領（平成 23 年 9 月 16 日付け基発 0916 第 6 号厚生労働省労働基準局長通達の別添）（最終改正：平成 27 年 4 月 13 日付け基発 0413 第 1 号）」をいう。

I 全般的な内容

(問 I - 1)

受動喫煙防止対策助成金の交付を受けるには、工事を実施する前に都道府県労働局長への申請が必要となるのですか。

(答 I - 1)

工事を実施する前に、申請が必要です。

助成を受けるには、「受動喫煙防止対策助成金交付申請書（交付要綱様式第1号、以下「交付申請書」という。）」および事業計画を含む関係書類を、所轄の都道府県労働局長に提出し、その申請内容が受動喫煙を防止するための要件を満たしている旨の交付決定を受けた上で、工事に着工することになります。

さらに、工事が終了した後に、工事結果の概要などについて記載した「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書（交付要綱様式第9号、以下「事業実績報告書」という。）」を提出します。都道府県労働局長は、交付決定した内容のとおりに行われているかどうかを確認し、交付額の確定を行った上で助成金を交付します。そのため、助成金の交付を受けるまでには、最低でも2回の書類提出が必要になります。

(問 I - 2)

受動喫煙防止対策助成金の申請などに関連して、国が実施している支援で利用できるものがあれば教えてください。

(答 I - 2)

本助成金の申請についての相談など、受動喫煙防止対策の実施に際して利用できる支援として、以下の2つがありますのでご活用ください。利用方法や支援の詳細な内容は、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>）をご参照ください。

① 受動喫煙防止対策についての相談支援

助成金の対象となる喫煙室等の要件に関する相談、効果的な喫煙室等の設置方法や事業場の状況に応じた受動喫煙防止対策などについて、専用ダイヤル（050-3537-0777）を設け、専門家による電話相談を行っています。また、必要に応じて実地指導も行っています。これらの支援は無料で受けられます。

さらに、平成25年度から、受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で開催しています。

② 職場内環境測定支援（たばこ煙の濃度等を測定するための機器の貸出し）

たばこ煙の濃度を測定するデジタル粉じん計、喫煙室の出入口における風速を測定するための風速計について、無料で貸出しを行っています。（その他、平成27年度から、一酸化炭素計と臭気計もオプションで貸出します。）

このほか、最寄りの都道府県労働局の健康安全課（または健康課）において、本助成金の申請手続の問い合わせを受け付けています。

(問 I - 2 - 2)

受動喫煙防止対策助成金で助成の対象となる「喫煙室」と「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」には、どのような違いがありますか。

(答 I - 2 - 2)

「喫煙室」とは、壁等により他の部屋から空間的に分離された室であって、室外から内に向かう風速が0.2 (m/秒) 以上となるよう設計されているものをいいます。なお、本助成金制度において喫煙室とは「喫煙のための専用の室」としており、その室内で喫煙以外のこと(例: 飲食)を行うことを目的とするものは、助成対象となりません。

一方、「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置(以下「換気措置等」という。)」は、喫煙室に該当しない喫煙区域のたばこ煙の濃度を、一定以下とするための措置であり、喫煙区域の席数(n)に応じた換気性能($70.3 \times n$ (m³/時間))を満たすもの、または、粉じん濃度を0.15 (mg/m³) 以下に下げるものをいいます。なお、換気措置等を講じた区域において、顧客が飲食等を行っても差し支えありません。

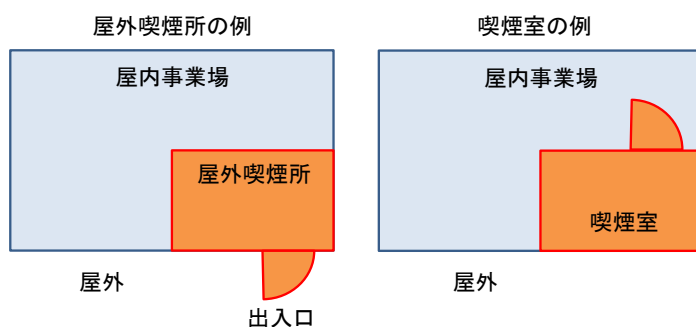
(問 I - 2 - 3)

受動喫煙防止対策助成金で助成の対象となる「喫煙室」と「屋外喫煙所」には、どのような違いがありますか。

(答 I - 2 - 3)

出入口と給排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどないことについては、喫煙室と屋外喫煙所で共通です。出入口等の主たる開口面が屋内の非喫煙区域に面している場合は喫煙室に該当し、同開口面が屋外の非喫煙区域にのみ面している場合は、屋外喫煙所に該当します(下図参照)。

なお、出入口が2つ以上あり、出入口がそれぞれ屋外と屋内に面している場合は、全ての出入口を開放すると、屋外から流入する空気によって、屋内側にたばこ煙が漏れいするおそれが高いため、原則として、そのような構造は認められません。ただし、屋外と屋内に面している扉のどちらか一方を常時閉鎖して、喫煙室等を利用するような事業内容であれば、交付対象となります。この場合、ドアノブに非常口用のカバーを設置する又は扉を施錠し鍵を適切な者が管理するなど、ハード面の対策を行った上で、「非常時以外は開放禁止」である旨を、その扉に表示することが必要となります。



(問 I - 2 - 4) 【屋外喫煙所】

助成が認められる屋外喫煙所の構造について、具体的に教えてください。

(答 I - 2 - 4)

床、壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造物であり、具体的には、屋外に「ユニットハウス」、「プレハブ」、「コンテナ」、「ブース」を活用した喫煙所を設置した場合、または、屋内に隔離された喫煙区域を設定し屋外側に出入口を設けた場合（問 I - 2 - 3 の左図）が、助成対象となります。

窓の設置も可能ですが、窓の有無に関わらず、屋外喫煙所の室内環境を管理するための屋外排気装置の設置は必須となります。

なお、設置する屋外排気装置の能力は、出入口を完全に開放したときに 0.2 m/秒以上の気流が確保できることを目安として、申請事業を計画してください。

(問 I - 3)

本助成金の交付を受けるためには、喫煙室や屋外喫煙所、換気措置等を講じた区域以外の場所を禁煙にすることが条件となるのですか。

(答 I - 3)

この助成金の趣旨は、屋内の事業場で喫煙が可能な場所を、喫煙室、屋外喫煙所または換気措置等を講じた区域（以下「喫煙室等」という。）のみに限定し、労働者の受動喫煙を防止することであるため、喫煙室等以外の場所を禁煙にすることは必須の条件となります。

ただし、宿泊施設の客室については、労働者の滞在時間が短時間にとどまるため、全面禁煙とすることは交付の条件として求めません。一方、宴会場など不特定多数の者が共有する空間については、従業員が受動喫煙の影響を受ける可能性が高いと考えられるので、換気措置等を講じない場合は全面禁煙とする必要があります。

(問 I - 3 - 2) 【喫煙室、換気措置】

事業場内に既に助成金の交付を受けずに設置された屋外喫煙所がある場合、助成を受けるにあたって、当該屋外喫煙所は撤去しなければいけないでしょうか。

(答 I - 3 - 2)

屋内にたばこ煙が流入する実態がなければ、撤去する必要はありません。

(問 I - 4)

受動喫煙防止対策助成金について、申請の期限はあるのでしょうか。

(答 I - 4)

助成金の交付額が、その年度であらかじめ決められた予算額に達した場合には、新たな申請を受け付けることができなくなります。申請を締め切る見込みが生じた場合は、事前にホームページなどでお知らせします。

また、予算の執行は年度単位のため、交付決定を受けた年度内に工事を終了し、か

つ、交付決定を受けた翌年度の4月10日までに事業実績報告を行うことができない場合は、申請は受け付けることができません。

II 助成の対象となる事業主、事業形態等

(問Ⅱ－１)

複数の業種を営んでいる場合は、交付申請書の業種はどのように記載すればよいのでしょうか。

(答Ⅱ－１)

主たる事業の業種を記載してください。

主たる事業の業種は、事業場数、労働者数、売上高などについて事業全体に占める割合を考慮して、総合的に判断してください。この場合、申請時に、主たる事業の業種を判断した根拠資料を提出してください。

(問Ⅱ－２)

テナントに出店している事業主や業務委託を受けている事業主は、施設を自ら所有・管理していないため、助成金の交付対象とはならないのでしょうか。

(答Ⅱ－２)

あらかじめ施設管理者と調整の上、措置を講じようとする事業場内またはそれに準ずる場所に工事を行うことが可能であれば、助成金の交付対象となります。

(問Ⅱ－２－２)【喫煙室】

複数の事業主が入居するテナントビル内の共用スペースに喫煙室を設ける場合、この助成金の交付対象になりますか。

(答Ⅱ－２－２)

原則として交付対象となります。

ただし、テナントビルを保有・管理する事業主が申請者となる場合は、当該事業主が雇用する労働者が当該ビル内で就業している必要があります。

(問Ⅱ－２－３)【喫煙室】

複数の事業主が入居するテナントビルの共用スペースに喫煙室を設ける場合、全てのテナントの事業場内を禁煙とすることが必要になりますか。

(答Ⅱ－２－３)

全てのテナントの事業場内を禁煙とすることは、助成金交付の条件として求めません。しかし、全てのテナントの事業場内を禁煙とすることが、適切な受動喫煙防止対策としては望ましいです。

なお、助成事業主 A とは別の事業主 B が保有するテナント事業場 C から共有スペースにたばこ煙が漏えいしている場合は、共有スペースで受動喫煙があることとなるため、B が C におけるたばこ煙の漏えいを改善しない限り、A は交付申請できません。

(問Ⅱ－3)

本助成金の対象となる中小企業事業主の要件としては、「常時雇用する労働者数」または「資本金の規模」のどちらか一方が満たされていればよいのですか。

(答Ⅱ－3)

常時雇用する労働者数」または「資本金の規模」のどちらか一方が満たされていれば、助成を受けることができます。資本金の定めのない事業者（例：個人経営や法律に基づき設置された団体（財団法人、協同組合など））の場合は、労働者数により、中小企業事業主か否か判断してください。

なお、「常時雇用する労働者数」の要件は、卸売業・サービス業で100人以下、小売業で50人以下、それ以外の業種で300人以下、「資本金の規模」は卸売業で1億円以下、小売業・サービス業で5,000万円以下、それ以外の業種で3億円以下となっています。

(問Ⅱ－3－2)

本助成金の対象となる中小企業事業主の要件のうち、「常時雇用する労働者の数」の計上方法を具体的に教えてください。

(答Ⅱ－3－2)

本助成金の「常時雇用する労働者」は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める「常時使用する従業員」です。すなわち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条で定める「予め解雇の予告を必要とする者」となります。

なお、申請事業場で就業している派遣社員については、労働の実態が労働基準法第21条の要件に該当する場合は「常時使用する従業員」に含めます。

<参考：常時雇用する労働者から除かれる者（労働基準法第21条）>

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

(問Ⅱ－3－3)

親会社から出資を受けている子会社について、「資本金の規模」の要件の判断はどうなるでしょうか。

(答Ⅱ－3－3)

親会社と子会社が別事業主であれば、親会社の出資等は考慮せず、子会社の資本金のみで判断します。

(問Ⅱ－４)

個人が経営している場合も、この助成金の交付対象になりますか。

(答Ⅱ－４)

労働者を雇用し、交付対象事業主の要件に当てはまれば、個人事業主も交付対象となります。

(問Ⅱ－４－２)

労働者を雇用していない事業主が、自らが雇用しない労働者（例：建築業における下請け事業者、保険などの訪問販売員）のために喫煙室を設置しようとする場合、この助成金の交付対象になりますか。

(答Ⅱ－４－２)

申請者が雇用する労働者がいないため、交付対象となりません。

(問Ⅱ－５)

一般に「チェーン店」と呼称される、同一の商号・商標を用いて多店舗展開している店舗のうち、直営店ではなくフランチャイズ形式で展開している店舗（加盟店）を営している中小企業事業主は、助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ－５)

交付要領で定める要件に当てはまれば、交付対象となります。

(問Ⅱ－６)

助成金の交付は事業場単位とされていますが、申請者がチェーン店など複数の事業場を有する場合は、そのすべての事業場のうち１事業場のみが、助成金の交付対象となるのでしょうか。

(答Ⅱ－６)

複数の事業場を保有する事業主の場合、その企業全体の資本金または労働者数の合計のいずれかが中小企業事業主の要件に当てはまれば、事業場ごとに助成金の交付対象となります。

この場合、交付申請書など必要な提出書類については、事業場ごとに作成する必要があります。また、申請は、各々の事業場が所在する都道府県労働局にそれぞれ別々に行います。

(問Ⅱ－７)

新規に営業を開始する場合や事業場を新築する場合も、助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ－７)

いずれも助成金の交付対象になります。ただし、喫煙室の設置などの受動喫煙防止対策のための費用と、他の工事などの費用は明確に区別することが必要です。事業場

自体の建築費用は、助成の対象には含まれないことに留意してください。

また、交付申請をする時点で、労働保険に加入していることが、助成金交付の条件となります。

(問Ⅱ－８)

第三者が仲介しているなど、申請者が施工業者に対して金銭を直接支払わないような工事契約の場合、助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ－８)

助成金の交付にあたり必要となる、施工業者から申請者宛ての領収書が発行されないため、交付対象となりません。

(問Ⅱ－９)【換気措置等】

主たる事業の業種が製造業である中小企業事業主が保有している旅館、料理店又は飲食店について、換気措置等で助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ－９)

助成金の交付対象となります。

換気措置等の助成が受けられるか否かは、措置を講ずる「事業場」が旅館、料理店又は飲食店を営んでいるかで判断されます。

(問Ⅱ－10)【換気措置等】

漫画喫茶やインターネットカフェについて、換気措置等で助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ－10)

それぞれ、漫画の閲覧、インターネットの利用を行うことが主たる業態なので、換気措置等で助成を受けることはできません。

(問Ⅱ－11)【換気措置等】

立ち飲み酒場など座席を設けない事業場について、換気措置等で助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ－11)

座席を設けない事業場であっても、喫煙区域に入ることができる上限人数を席数とみなして、必要換気量を計算し、交付申請できます。また、粉じん濃度の要件で交付申請することも可能です。

Ⅲ 受動喫煙防止対策の内容と助成の可否

(問Ⅲ－１)

同一事業場内に喫煙室を複数設置する場合についても、同時に交付申請を行えば、設置するすべての喫煙室が助成の対象になりますか。

(答Ⅲ－１)

同時に交付申請を行えば、設置するすべての喫煙室が助成の対象になります。ただし、助成金の交付は1事業場当たり1回に限られますので、同じ事業場内で複数の喫煙室を設置する費用について助成を受けようとする場合は、あらかじめ十分検討の上、必ず1件にまとめて申請してください。また、1事業場当たりの交付額の上限は、複数の喫煙室を設置する場合でも、申請全体で200万円となることにも注意してください。

屋外喫煙所と換気措置等についても同様です。

(問Ⅲ－２)

本助成金の助成を受けずに既に設置された喫煙室が、交付要領第5の1の(2)に定める要件*を満たしている場合に、その喫煙室において、さらなる環境改善のために設備などを追加する場合、助成の対象となりますか。

* 交付要領第5の1の(2)で「喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2(m/秒)以上となるよう設計されていること」と定められている。

(答Ⅲ－２)

本助成金は、受動喫煙を防止するため、一定の要件を満たすために行う措置を助成の対象としていることから、既にその要件を満たしている場合に、さらなる環境改善を行うことを目的とした計画については、助成の対象にはなりません。

屋外喫煙所と換気措置等についても同様です。

(問Ⅲ－３)

空気清浄装置のみを設置または増設する事業内容は、助成の対象となりますか。

(答Ⅲ－３)

【喫煙室】

空気清浄装置のみの設置・増設では、たばこ煙のすべての成分を除去することはできず、非喫煙区域へのたばこ煙の漏れを許すことになるため、助成の対象とはなりません。

【換気措置等】

空気清浄装置の設置により、たばこ煙による粉じん濃度が低減し、要件を満たすことも考えられますが、テナント事業場で建物の内部に位置しているなど、屋外排気が著しく困難であると認められる場合に限られます。

(問Ⅲ－４)【喫煙室】

事業場内に既に本助成金の交付を受けずに設置された喫煙室があり、その喫煙室が交付要領に定める要件を満たしている場合、新たに別の階などに喫煙室を増設する事業内容は助成の対象となりますか。

(答Ⅲ－４)

受動喫煙防止対策を実施する必要性(例：本助成金の申請を行う時点で、喫煙室以外に屋内で喫煙が認められている場所がある場合、喫煙する従業員の増加)が認められ、かつ、過去に本助成金に関する交付実績がない事業場であれば、喫煙室の増設であっても助成の対象となります。

屋外喫煙所についても同様です。

(問Ⅲ－５)【喫煙室、屋外喫煙所】

事業場内に既に設置された喫煙室が、本助成金の要件を満たしていない場合、要件に合致するよう改修する場合も助成の対象となりますか。

(答Ⅲ－５)

交付要領第5の1の(2)に定めるとおり、過去に本助成金に関する交付実績がない事業場であって、改修によって本助成金の要件を満たす事業内容である場合は、喫煙室の改修であっても助成の対象となります。この場合、事業場の室内およびこれに準ずる環境において、その喫煙室以外ではすでに喫煙が禁止されている場合であっても、助成の対象となります。

なお、すでに設置された喫煙室内にある故障した換気設備の修理または取り替えを行い、本助成金の喫煙室の要件を満たすようにすることについても、助成の対象となります。

屋外喫煙所についても同様です。

(問Ⅲ－６)【喫煙室、屋外喫煙所】

従業員専用や顧客専用の喫煙室を設ける場合も、助成の対象となりますか。

(答Ⅲ－６)

いずれも助成の対象となります。

この場合、事業場の室内およびこれに準じる環境において、喫煙室以外では喫煙を禁止する必要があり、顧客が利用する場所については、専ら顧客のみが滞在する場所(例：宿泊施設の客室)以外は、喫煙を禁止する必要があります。

屋外喫煙所についても同様です。

(問Ⅲ－７)

交付要領第２の（２）において、助成を受けるためには「事業場の室内又はこれに準ずる環境において当該室以外での喫煙を禁止する」と定められていますが、例えば、ゴルフの練習場の打席についても、喫煙を禁止しなければいけないのでしょうか。

(答Ⅲ－７)

従業員が打席に頻繁に出入りするなど、従業員が受動喫煙の影響を受ける可能性が高いと考えられる場合は、室内に準ずる環境として、打席も禁煙とする必要があります。

(問Ⅲ－８)

既に屋内は全面禁煙としており屋外喫煙所を設置していますが、屋内へのたばこ煙の流入があるため、屋外喫煙所を廃止して、屋内に喫煙室を新たに設置する場合、助成の対象となりますか。

(答Ⅲ－８)

たばこ煙の屋内への流入が常態的にあることが認められ、かつ、屋外喫煙所の移動等、喫煙室の設置以外の対策が困難であると認められる場合に限り、助成対象となります。

(問Ⅲ－９)

受動喫煙防止対策に必要な機器を、リース（レンタル）契約で設置する場合は、喫煙室の設置等に係る費用として助成の対象となりますか。

(答Ⅲ－９)

機器のリース（レンタル）に関する費用については、助成の対象となりません。

(問Ⅲ－１０)

飲食と喫煙の両方を利用目的としている部屋について、その部屋の出入口で室内に向かう風速が0.2（m/秒）以上となるよう設計されていれば、喫煙室として助成を受けることができますか。

(答Ⅲ－１０)

【喫煙室】

喫煙室とは、事業場内で喫煙室以外での喫煙を禁止するために設置された「喫煙のための専用の室」を指しますので、喫煙以外に飲食などを行うことを目的とした場所については、喫煙室として助成を受けることはできません。

【換気措置等】

喫煙区域が交付要領第５の１の（２）で定める要件を満たせば、「換気措置等」として助成を受けられます。この場合、措置を講じた区域で飲食を行っても、差し支えありません。

(問Ⅲ－11)

事業場の新築に伴い喫煙室を設置等する場合、交付決定前に建物全体の基礎工事などに着工したら、本助成金の交付申請はできないのでしょうか。

(答Ⅲ－11)

交付申請できます。

なお、事業場の新築に伴い喫煙室を設置等する場合に限らず、交付決定時点で未着工の部分にかかる経費について、助成を受けることができます。

(問Ⅲ－12) 【換気措置等】

宿泊業において、共用部分ではなく各客室に換気扇を設置し、交付要領で定める要件を満たす場合は、換気措置等として助成を受けることができますか。

(答Ⅲ－12)

本助成金は労働者の受動喫煙防止を目的としており、問Ⅲ－6で示すとおり、助成金を受ける際に禁煙としなければならない区域から客室を除いているため、宿泊施設の客室における措置は助成を受けることはできません。

(問Ⅲ－13) 【換気措置等】

換気措置等で助成を受ける場合、喫煙席と禁煙席を分けることが必須の条件となるのでしょうか。

(答Ⅲ－13)

必須の条件ではありません。ただし、喫煙席と非喫煙席を分けない場合は、区域の全ての座席数で必要換気量を計算する必要があります。

(問Ⅲ－14) 【換気措置等】

換気能力は変更しませんが、壁などで喫煙区域と非喫煙区域を区切ることによって必要換気量の計算で用いる席数を減らし、必要換気量を達成しようとする事業は交付対象となるのでしょうか。

(答Ⅲ－14)

喫煙区域から非喫煙区域にたばこ煙が流入しないような構造となっていれば、交付対象となります。

助成が認められる例として、措置を講じる前の全席数が20席、換気量が1000 m³/hであったところを、壁で喫煙席と禁煙席を仕切り、屋外排気装置がある側に喫煙席を設け、喫煙席を10席とした場合があります。

IV 本助成金制度により助成が受けられる範囲

(問Ⅳ－１)

他の工事と併せて喫煙室を設置する場合、その共通する経費は助成されますか。

(答Ⅳ－１)

喫煙室等の設置工事（助成対象事業）とその他の工事の経費を区分したうえで、喫煙室の設置等に関するもののみが、助成の対象となります。分割できない場合の助成の可否については、所轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

(問Ⅳ－２)

喫煙室の設置等に伴い、既存設備の解体・移設を実施する工事の費用は助成の対象となりますか。

(答Ⅳ－２)

喫煙室の設置等に際し必要と認められるものに限り、助成の対象となります。ただし、既存設備の解体・移設を伴う事業内容が合理的な場合であって、移設する施設の規模や性能は、移設される既存施設の規模や性能の範囲に限られます。

また、当該移設にかかる費用が、喫煙室等の設置費用を超えてはいけません。

(問Ⅳ－３)

措置を講じる区域内に、温度・湿度の調整を行うための空調設備（いわゆるエアコン）を設置する場合、その費用は助成の対象に含まれますか。

(答Ⅳ－３)

【喫煙室、屋外喫煙所】

空調設備の設置の必要性が認められる場合に限り、交付対象となります。詳しくは、所轄の都道府県労働局にご相談ください。なお、助成が認められた場合でも、空調設備の運転は喫煙室の入口における風速に影響を及ぼし、事業実績報告時の風速の測定で測定値が基準を満たさなくなるおそれがあることに、注意してください。

また、既存の喫煙室にエアコンを設置するのみの事業内容は、助成の対象とはなりません。

【換気設備等】

喫煙区域と非喫煙区域をパーティションや壁で区切り、既存の空調設備の効果がエアコンを新たに設置しようとする区域に及ばなくなる場合に限って、助成の対象となります。

(問Ⅳ－４)

喫煙室の設置等に必要な経費で、助成の対象として認められるものは、具体的にどのようなものがありますか。

(答Ⅳ－４)

喫煙室の設置等に係る経費のうち、交付要領で定める要件を満たすために必要な

ものとして、例えば、次のものが考えられます。

認められるもの	認められないもの
<ul style="list-style-type: none"> 電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費（設計監理料含む。）、管理費 	<ul style="list-style-type: none"> デザイン料
<ul style="list-style-type: none"> 喫煙可能区域と非喫煙区域を隔てるためのパーティション、（自動）ドア、エアカーテン 換気装置、空気清浄装置、人感センサー ガラリ、給気扇、差圧式吸気口 照明機器 消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置 灰皿、出入口に取り付けるのれん（備品は喫煙室等に据え付けて使用する物に限ります。） 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙可能区域内を区切るためのパーティション、（自動）ドア、エアカーテン（受動喫煙防止対策の効果に寄与するものは助成対象となりうる。） 消耗品（機械装置等の購入時に付属している物は助成対象となります。） 映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚 机、椅子（固定式も助成対象外）
<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法、消防法等の他法令で義務づけられている手続きに係る費用（手数料を含む。なお、人件費、旅費等については実費での精算となります。） 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得に係る費用

特別に必要と認められる場合に限り、助成対象と認められるもの
<ul style="list-style-type: none"> 建物の増設費用（喫煙室等の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。） 既存施設の解体、移設に係る経費（IV－2参照） 建物と屋外喫煙所をつなぐ渡り廊下（IV－6－2参照） 空気調和設備（エアコン等）（IV－3参照） 要件の確認のための測定の費用（厚生労働省が実施する委託事業で貸与を受けられなかったなど、特段考慮すべき事情がある場合に限ります。）

なお、上記に示したものであっても、極端に高価であるなど、受動喫煙防止対策が主な目的ではないと判断されるものについては、助成の対象とはならないことがあります。詳しくは、申請した都道府県労働局にご相談ください。

(問Ⅳ－５) ～ (問Ⅳ－６)

(削除)

(問Ⅳ－６－２) 【屋外喫煙所】

事業場の敷地内に屋外喫煙所を設ける場合に、事業場から喫煙所までの渡り廊下(屋根含む)の設置費用は、助成の対象となりますか。

(答Ⅳ－６－２)

必要性が認められれば助成の対象となりますが、渡り廊下の用途が、事業場と屋外喫煙所との移動に限られること、渡り廊下が必要以上に長くないこと、渡り廊下の設置費用が屋外喫煙所の設置費用を超えないことが条件となります。

(問Ⅳ－７)

喫煙室等の設置工事を申請者が雇用する従業員が行う場合、工事にかかる人件費は助成の対象となりますか。

(答Ⅳ－７)

申請者が建設業などを営んでいる場合であって、喫煙室の設置等に際し必要と認められるものに限り、助成の対象となります。工事に要する期間などの妥当性を判断するため、喫煙室の設置等を事業として行っている事業者の見積もりをとって、交付申請時に提出してください。(この場合、見積書は1者以上から取ってください。)

なお、交付申請時に提出する見積書で、人件費の1時間あたりの単価を明確に記載し、実績報告時には、請求書または領収書の代わりに、労働者が工事に従事した時間、人件費の1時間あたり単価および人件費の合計を示す書類(任意様式)を提出してください。

V 申請手続関係

(問V-1)

受動喫煙防止対策助成金の申請書類の提出先を教えてください。

(答V-1)

申請する事業場が所在する都道府県労働局の健康安全課（または健康課）になります。別紙1の都道府県労働局連絡先一覧を参照してください。

(問V-2)

各種申請書に記載する代表者職氏名は、支店長など、その事業場の代表者でも差し支えありませんか。

(答V-2)

記載する代表者職氏名は、支店長など事業場の代表者ではなく、申請者である中小企業事業主の職氏名を記載してください。

(問V-3)

交付申請の段階で添付が必要な「喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し」について、様式や内容の指定はありますか。

(答V-3)

様式の指定は特にありませんが、①施工業者名、②依頼者（助成事業主）名、③見積りを実施した日、④内訳（喫煙室の設置等に関する工事に関するものか否か）が、明確に分かるようにしてください。

内容については、「喫煙室一式」など大まかな見積りではなく、交付対象となる工費、設備費、備品費、機械設備費などについて、それぞれ項目（名称）ごとに、内容、数量、単価、金額などが明確に記載されているものとしてください。

(問V-3-2)

平成27年度から2者以上の見積書が必要となりましたが、見積書をとる場合の条件はあるのでしょうか。

(答V-3-2)

喫煙室等の機能に影響を及ぼす部分（例：屋外排気装置、扉、ガラリ（給気口）、空気清浄装置等）については、同等の構造、性能等を有するもので見積書を取る必要があります。

その上で、特別な事情がなければ、低い額の見積書を出した施工業者を選択する必要があります。

なお、ブース型の製品を喫煙室または屋外喫煙所として設置する場合は、そのブースと同じ規模・同じ性能の材料や機械装置を用いて喫煙室を作成することを仮定した見積書を、他の1者から取る必要があります。

(問V-3-3)

申請者が、助成対象事業で設置する備品を施工業者以外の業者から直接購入する場合、見積書の写しに代えて、備品の値段が掲載されているカタログ（の該当ページ）を提出することは認められますか。

(答V-3-3)

認められます。その場合、交付要綱様式第1号別添の「事業の概要」欄中で、備品のメーカーや型番などを記載し、カタログ上で特定できるようにしてください。また、インターネットを通じて購入した場合は、注文時の画面（メーカー、型番、個数、値段が明示されているものに限ります。）を印刷したものを、見積書の写しに代えても差し支えありません。

また、事業実績報告の時には、備品購入の際の領収書（請求書）の提出が必要となります。

(問V-4)

助成金の申請金額の算定にあたり、算出の基礎とする「助成対象経費の実支出額」は、消費税込みの金額を記載するのですか。

(答V-4)

消費税込みの金額を記載します。

(問V-4-2)

社会保険労務士が申請書類の作成や提出を代行する場合、社会保険労務士法施行規則（以下「社労士則」という。）第16条の規定に基づく社会保険労務士の記名捺印は、必要となるのでしょうか。

(答V-4-2)

必要になります。記名捺印の対象は、交付要綱で様式を定めているものであり、上部又は下部の空白部分に下記の記載例を参考に、記名捺印してください。

記載例1：申請書等の作成を代行した場合

本申請書の作成者

社会保険労務士

氏名：〇〇 〇〇 印

作成年月日：平成〇〇年〇月〇日

記載例2：申請書等の提出を代行した場合

提出代行者

社会保険労務士

氏名：〇〇 〇〇 印

(問V-5)

交付決定または交付額の確定を受けるための申請書類を提出した後、都道府県労働局における審査を経て、通知書を受け取るまでに要する期間を教えてください。

(答V-5)

交付決定の審査に当たって必要な内容がすべて揃っている場合は、書類の提出からおおむね1か月以内に、通知書を受け取ることができます。必要とされる書類や記載事項に不備が認められた場合は、審査に必要な内容がすべて揃ってからおおむね1か月以内となります。そのため、施工業者による工事の開始に先立ち、余裕を持って交付申請に関する書類の提出をお願いします。

なお、交付額の確定（事業実績報告書）に関する申請書類の審査期間については、行政側の標準的な審査期間は20日となります。

(問V-6)

交付要領の第5の1の(1)の②ケで、交付申請の際に必要とされている「その他都道府県労働局長が必要と認める書類」について、具体的に説明してください。

(答V-6)

交付決定の際に必要なため、「受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について」(最終改正：平成27年4月13日付け基安労発0413第4号)別紙5-2に示す記載例を参考に、助成金の振込先を申し出る書類を提出してください。

その他には、テナントに出店している事業主(問II-2を参照)の場合であれば、施設の所有者の同意が得られている旨を示す書類(様式自由)などが挙げられます。基本的には、交付要領の第5の1の(1)の②ア～クまでの書類を準備の上、提出していただければ構いません。

これらに加えて、個別に審査を行うために必要なものとして、都道府県労働局から指示があった際には、その書類についても提出をお願いします。

(問V-7)

工事費の支払いを、工事開始段階(手付金)と清算段階の2段階で支払う予定ですが、このような支払い方法は認められますか。

(答V-7)

作成日、施工業者および申請者が領収書に記載されており、各々の段階の領収書の合計金額が事業実績報告書に記載されている助成対象経費と合致する場合には、認められます。

(問V-8)

施工業者に対して、工事にかかる費用を手形で支払い、それに基づく領収書の提出をもって事業実績報告することは認められますか。

(答V-8)

認められます。

(問V-9)

工事費の支払いについて、リース契約を活用した分割払いで行うことは認められますか。

(答V-9)

いかなる理由や事情があっても、認められません。

VI 助成金の交付を受けるための措置の要件

(問VI-1) 【喫煙室】

喫煙室の出入口において、ドアを設置しない事業内容の場合、助成の対象となりますか。

(答VI-1)

交付要領にある要件を満たし、たばこの煙が非喫煙区域に漏れないように設計されていれば、助成対象となります。

(問VI-2) 【喫煙室】

喫煙室の要件である「喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2 (m/s) 以上となるよう設計されていること」について、屋外排気ではなく喫煙室内の空気を屋内で循環させて要件を満たすものも、喫煙室として助成が受けられますか。

(答VI-2)

原則として助成対象となりません。

喫煙室内の空気を、空気清浄装置などにより浄化して屋内で循環させる方式では、喫煙室の風速の要件を満たしたとしても、たばこの煙に含まれるガス状成分などは完全に除去することができず、成分の一部が非喫煙場所にも及ぶおそれが高いため、喫煙室内に向かう風速が要件を満たしていたとしても、有効な喫煙室とならないためです。

(問VI-3) 【喫煙室】

喫煙室の要件である「喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2 (m/s) 以上となるよう設計されていること」は、扉を完全に開放した状態で適合するよう設計されていなければならないのですか。

(答VI-3)

扉を完全に開放した状態で適合するよう設計されている必要があります。

なお、のれんの設置など、気流を確保するための対策を当初から行う事業内容であっても、交付申請時ではそれらを使用せずに、要件を満たすよう設計されている必要があります。なお、事業実績報告時の風速の測定において、のれんなどを設置して測定することは可能ですが、その場合は、交付要領第5の2の(1)のイに示す「実施した受動喫煙を防止するための措置が、1の(2)の要件を満たしていることを確認できる書類」(以下「要件確認資料」という。)に「のれん等を設置して測定した」旨を記載してください。

また、喫煙室の出入口が複数ある場合は、喫煙室の使用中に開閉する可能性のある扉は全て開放して、喫煙室の要件を満たす必要があります。ただし、機材の搬入、緊急避難などのための出入口であって、喫煙室の使用中は扉を固定するなどの対策を講ずる出入口については、開放して測定する必要はありません。

(問VI-4) 【喫煙室】

要件確認資料について、喫煙室の入口における喫煙室内に向かう風速の実測値は、上部・中部・下部の3点全てで0.2 m/秒以上となる必要がありますか。

(答VI-4)

3点全てで0.2 m/s以上となる必要があります。なお、1点につき2回以上測定した場合は、その平均値が、3点それぞれで0.2 m/秒以上となる必要があります。

(問VI-5) 【喫煙室、換気措置等】

設置した換気装置に「強」「弱」の2種類のモードがあり、弱モードでは交付要領で定める要件を満たさず、強モードでは同要件を満たす場合、弱モードを物理的に使用不能にするなどハード面での対策が必要となりますか。

(答VI-5)

ハード面での対策が望ましいです。しかし、対応が困難な場合は、例えば喫煙室であれば、換気装置のスイッチ付近および喫煙室の出入口に、「強モード以外での喫煙室の使用を禁止する旨」を掲示するなど、ソフト面での対策で対応することも可能です。なお、ソフト面の対策で対応する場合は、講じる対策の内容を記載した書類を、都道府県労働局に提出してください。

(問VI-6) 【換気措置等】

必要換気量の基準 ($70.3 \times n$ (m³/時間)) について、新たに設置する換気設備のほかに、例えば、隣接する厨房の換気能力を換気量の計算に加えてもよいですか。

(答VI-6)

措置を講じる喫煙区域の換気に寄与するものであれば、換気の状態等を個別に判断し、換気量として算入することは可能です。

(問VI-7) 【換気措置等】

必要換気量の基準 ($70.3 \times n$ (m³/時間)) について、客席が壁により喫煙席と禁煙席に空間的に分かれている場合、喫煙席のみをn席として計算してよいですか。

(答VI-7)

喫煙席のみをn席として計算して差し支えありません。

(問VI-7-2) 【換気措置等】

宴会場等、レイアウトにより収容人数が増減する場合の、必要換気量の計算で用いる席数nはどう考えればよいでしょうか。

(答VI-7-2)

換気措置等を講じる区域で収容できる最大数をnとして、必要換気量を計算します。

(問VI-7-3)

措置を講じた区域に空調設備や空気清浄機が設置されている場合、機器を稼働させた状態で風速や浮遊粉じん濃度を測定するというのでしょうか。

(答VI-7-3)

機器を稼働させ、喫煙室等を使用する条件で、測定を行う必要があります。

(問VI-7-4)【屋外喫煙所】

要件確認資料について、「屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと」は、どのように確認すればよいのでしょうか。

(答VI-7-4)

測定点を、屋外喫煙所の直近の建物の出入口等から1m屋内側に入った地点とし、まずは屋外喫煙所に喫煙者がいない状態で粉じん濃度を測定します(バックグラウンド値。1分間隔で2回程度測定。)。その後、屋外喫煙所内で喫煙を開始し、喫煙後の同測定点における浮遊粉じん濃度を1分間隔で5回程度測定し、当該測定値がバックグラウンド値から増加しなければ、要件を満たすと判断します。バックグラウンド値が0.01mg/m³以下の場合、バックグラウンド値の2割程度の上昇であれば、要件を満たすと判断してください。

喫煙条件下での測定は、屋外喫煙所の定員と同数の喫煙で行うことが望ましいですが、不足分については、たばこの自然燃焼で補っても差し支えありません。ただし、全てたばこの自然燃焼で測定を行うことはできません。

また、設置した屋外換気装置を通常は稼働せず、窓を開放することによって換気を行う予定としている場合は、窓を全て閉鎖して屋外排気装置を稼働した条件と、屋外排気装置を稼働せず窓を開放した条件の両方について、測定を行う必要があります。この場合、交付要領で定める要件を満たさない条件があった場合、当該条件での屋外喫煙所の使用は認められません。

書類作成要領通達の別紙13-2も参考としてください。

(問VI-8)【換気措置等】

換気量の要件を満たす措置として交付決定を受けた場合、要件確認資料としてどのような資料を提出すればよいですか。

(答VI-8)

非喫煙区域から喫煙区域への出入口(喫煙区域と非喫煙区域が隔離されていない場合の測定点は、下図参照。)の開口面における風速を測定し、

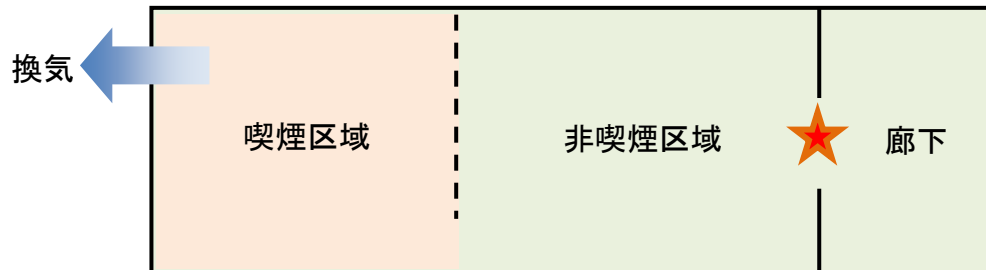
換気量 (m³/時間) = 開口部の断面積 (m²) × 風速の実測値 (m/秒) × 3,600 (秒/時間)

で算出した換気量が、要件である70.3 × n (m³/時間) 以上であることを示す書類を提出してください。

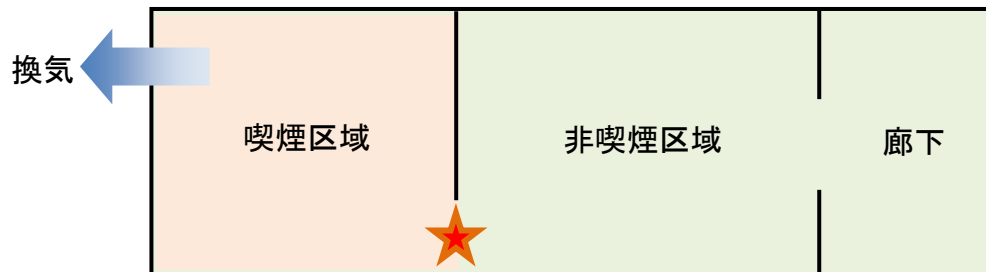
なお、風速の測定点は、開口部の上部・中部・下部の3点とし、3点の平均値を用いて要件を満たしているかどうか判定します。

(図：★が測定点)

【喫煙区域と非喫煙区域がパーティション(上部に隙間あり)で区切られている場合】



【喫煙区域と非喫煙区域が壁で完全に区切られている場合】



(問VI-9) 【換気措置等】

要件確認資料について、浮遊粉じん濃度を測定して確認した場合、全ての測定点の実測値を基に算出した空間全体の平均値が 0.15 mg/m^3 以下となればよいですか。

(答VI-9)

空間全体の平均値が 0.15 mg/m^3 以下となる必要があります。測定点は換気措置等を講じる区域の広さに応じ、3～5 mの間隔で任意の数を設定してください。

また、確認のための測定は、営業時間中の平均的な喫煙者の状態の時間帯に行ってください。

(問VI-10) 【換気措置等】

換気量の要件を満たす措置として交付決定を受け、要件確認資料の作成のため、風速を測定しましたが、風速の実測値から計算した理論上の換気量が $70.3 \times n$ ($\text{m}^3/\text{時間}$) を下回りました。この場合、粉じん濃度を測定し、その測定値が 0.15 (mg/m^3) 以下となればよいですか。

(答VI-10)

工事前の交付申請の時点で測定を行い、換気措置等を講じた区域における粉じん濃度が 0.15 (mg/m^3) を超えていることを確認しており、かつ、事業実績報告時の測定で粉じん濃度が 0.15 (mg/m^3) 以下となっていれば、助成金の交付を受けられます。

Ⅶ 計画の変更、中止又は廃止

(問Ⅶ－１)

都道府県労働局長の交付決定通知を受けた後、事業内容の変更に伴い、助成対象経費および助成金申請金額が変更となる場合は、交付決定内容の変更承認申請書を提出する必要がありますか。

(答Ⅶ－１)

申請事業の助成対象経費を変更する場合は、変更した事業内容と併せて、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書(交付要綱様式第４号、以下「変更承認申請書」という。)を作成し、提出する必要があります。その際には、変更の根拠を説明する資料(見積書、設計図など)を添付してください。

変更承認申請書の様式は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>)から入手するか、最寄りの都道府県労働局にお尋ねください。

(問Ⅶ－２)

交付決定内容の変更承認申請が必要な場合として、助成対象経費が変更になる場合のほかに、具体的にどのような場合がありますか。

(答Ⅶ－２)

例えば、以下のようなものが挙げられます。なお、変更承認を受けずに勝手に事業内容を変更した場合、助成を受けられないことがあるので、十分に注意してください。

- ①喫煙室の入口における風速など、設置する機械設備に関する変更を行う場合
- ②法人名または事業場名が変更された場合
- ③交付決定時に示された事業実績報告書の提出期限を延長したい場合

(問Ⅶ－３)

交付決定内容の変更承認申請は、助成対象事業の着工後であっても申請は可能ですか。

(答Ⅶ－３)

着工後の申請も可能です。しかし、変更する部分の工事に着手する前に、変更部分について、都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

(問Ⅶ－４)

変更承認申請書の提出にあたって、別添として交付申請時において提出した申請書および添付書類について、変更部分を明示した上で提出することとされていますが、どのように明示すればよいのですか。

(答Ⅶ－４)

変更部分を下線により示すことを基本としますが、下線による明示が困難な場合は、変更箇所を○で囲むことや網掛け処理を行うようにしてください。

(問Ⅶ－５)

交付決定を受けた事業の「中止」と「廃止」の違いを教えてください。

(答Ⅶ－５)

本助成金制度では、事業の「中止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を再開することを前提に中断すること、「廃止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を中断し、今後はその事業を行わないことを示すものとしています。

なお、一旦事業を「中止」し、再開する場合は、都道府県労働局長あてに変更承認申請書を提出し、工事の完成予定日などの変更について、都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

また、事業を廃止した場合は、途中まで事業を行った場合でも助成金の交付の対象とはなりません。

VIII 帳簿の備え付け及び財産の処分の制限

(問Ⅷ－１)

交付要綱第 14 条に定める帳簿および資料（以下「帳簿等」という。）について、事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間を経過するまで保存しなければならないとされていますが、措置を講じた事業場を承継または廃止した場合、帳簿等はどのように取り扱えばよいですか。

(答Ⅷ－１)

事業場を承継・合併した場合は、事業場の承継者が、帳簿等を交付要綱第 14 条に定める期日まで保管してください。

事業場を廃止した場合は、申請事業主が、帳簿等を交付要綱第 14 条に定める期日まで保管してください。

(問Ⅷ－２)

交付要綱第 15 条に定める財産の処分等の制限は、措置を講じた事業場の廃止にともなう廃棄および転売を行う場合も、対象になるのでしょうか。

(答Ⅷ－２)

事業場を廃止した場合であっても、交付要綱第 15 条に該当するものについては、都道府県労働局長の承認が必要となります。

措置を講じた事業場を他者に貸与する場合も、都道府県労働局長の承認が必要となります。

(問Ⅷ－３)

交付要綱第 15 条に定める財産の処分等の制限の都道府県労働局長の承認について、申請書の例を示してください。

(答Ⅷ－３)

別紙 2 で示しているので、適宜参考としてください。

(問Ⅷ－４)

都道府県労働局長の承認を経ずに、助成事業主の負担で空調設備を設置するなど、喫煙室等の機能に影響を及ぼすような改造を行うことは可能でしょうか。

(答Ⅷ－４)

助成対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間を経過するまでは、助成事業主の負担で行うとしても、都道府県労働局長の承認を受けずに、喫煙室の機能に影響を及ぼすような改造を行うことはできません。

助成を受けた喫煙室等の改造を考えている場合は、速やかに交付額確定通知書を受けた都道府県労働局にご相談ください。

都道府県労働局連絡先一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局	〒 060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011(709)2311(代)(健)
青森労働局	〒 030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4113
岩手労働局	〒 020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎 5階	019(604)3007
宮城労働局	〒 983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022(299)8839
秋田労働局	〒 010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018(862)6683
山形労働局	〒 990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023(624)8223
福島労働局	〒 960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024(536)4603
茨城労働局	〒 310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6215
栃木労働局	〒 320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9117
群馬労働局	〒 371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027(210)5004
埼玉労働局	〒 330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー15F	048(600)6206
千葉労働局	〒 260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4312
東京労働局	〒 102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎13階	03(3512)1616(健)
神奈川労働局	〒 231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7353(健)
新潟労働局	〒 950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3505
富山労働局	〒 930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2731
石川労働局	〒 920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076(265)4424
福井労働局	〒 910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776(22)2657
山梨労働局	〒 400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2855
長野労働局	〒 380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026(223)0554
岐阜労働局	〒 500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	058(245)8103
静岡労働局	〒 420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054(254)6314
愛知労働局	〒 460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0256(健)
三重労働局	〒 514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059(226)2107
滋賀労働局	〒 520-0057	大津市御幸町6番6号	077(522)6650
京都労働局	〒 604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3216
大阪労働局	〒 540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F	06(6949)6500(健)
兵庫労働局	〒 650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	078(367)9153(健)
奈良労働局	〒 630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0205
和歌山労働局	〒 640-8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1151
鳥取労働局	〒 680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857(29)1704
島根労働局	〒 690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852(31)1157
岡山労働局	〒 700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(225)2013
広島労働局	〒 730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5F	082(221)9243
山口労働局	〒 753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0373
徳島労働局	〒 770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088(652)9164
香川労働局	〒 760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087(811)8920
愛媛労働局	〒 790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F	089(935)5204
高知労働局	〒 780-8548	高知市南金田1番39号	088(885)6023
福岡労働局	〒 812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	092(411)4798(健)
佐賀労働局	〒 840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7176
長崎労働局	〒 850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0032
熊本労働局	〒 860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096(355)3186
大分労働局	〒 870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	097(536)3213
宮崎労働局	〒 880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985(38)8835
鹿児島労働局	〒 892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099(223)8279
沖縄労働局	〒 900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3F	098(868)4402

受動喫煙防止対策助成金について、詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康安全課((健)とあるのは健康課)へお問い合わせください。

(別紙2)

平成 年 月 日

〇〇労働局長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号
代表取締役 〇〇 〇〇 印

受動喫煙防止対策助成金の交付対象物等の処分等に係る承認申請書

平成 年 月 日付け をもって受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知を受けた事業で設置した機械及び重要な器具について、下記のとおり処分等したいので、受動喫煙防止対策助成金交付要綱第 15 条の規定により、当該処分等の承認について申請します。

記

- 1 処分等の理由
- 2 処分等の作業の実施日（予定）
- 3 処分等の内容

備考

本様式の別添として、処分等前の状況が確認できる書類、写真等を添付すること。